

## ❖ リスク管理体制

金融自由化の進展に伴い、金融機関の経営上のリスクは一段と多様化してきております。当金庫では経営の健全性を維持するため、リスク管理の強化を重点施策として位置付け、統合的リスク管理による内部管理体制の充実に努めています。また、金融庁検査・日本銀行審査も定期的に受けています。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出金の元金や利息が回収不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出金の健全性を維持するため、審査部門の充実を図り厳格な審査体制をとっております。また内部研修や外部研修への派遣を継続的に実施し、本部からの臨店指導を定期的に行うなど、審査管理能力の向上を図っています。

### 市場リスク管理

資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク、および期間のミスマッチなどによる流動性リスクなどに対応するため、当金庫ではALM（資産負債総合管理）委員会において、経済や市場金利の動向を勘案しつつ、運用・調達の方針を策定しています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流失等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保するとともに日々の流動性状況を管理し、適切な資金繰りに努めています。また、信金中央金庫による業界としての流動性対応へのバックアップ体制も整っています。

### 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。当金庫では、全ての事務に係わる事務処理規程、要領を制定し日常の事務ミス防止や事故の未然防止のために万全の体制をとっています。また、本部監査部門が本支店に対し定期的に臨店監査を実施する一方、本支店には自店検査の月例実施を義務づけ、事故の未然防止のために万全の体制を取っています。

### システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムの異常停止、誤作動などのシステムの不備やコンピューターが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同センターで管理・運営されており、このシステムは、災害時に備え十分なバックアップ体制を整えています。

## ❖ 法令遵守体制

信用金庫の役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。法令やルールの遵守（コンプライアンス）は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、地域での信頼性を高め、地域の皆様の負託に応えていくことにつながります。当金庫といたしましても、経営陣自らが高い企業倫理と順法精神に則って経営にあたり、その精神を役職員一人ひとりにまで浸透させることが重要であると、強く認識しています。

そこで当金庫では、公正な業務運営を行うために「コンプライアンス・プログラム」を策定し、倫理法令遵守体制を確立しております。そして法令等遵守の手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に周知して「金庫職員としてのあり方」を再認識し、自らの行動指針として自覚を強めています。

## ❖ 金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は20ページ参照）または総務グループ（電話：0164-22-1216）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務グループ、または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様でもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。

例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループ」にお尋ねください。

## ❖ 反社会的勢力に対する基本方針

私ども北空知信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。